

バルコニー施工技能検定試験の 試験科目及びその範囲並びにその細目

平成21年3月

厚生労働省職業能力開発局

バルコニー施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（単一等級）

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

バルコニー施工の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその細目

表の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 バルコニー一般	
バルコニーの構造及び特徴	バルコニーの構造及び特徴について一般的な知識を有すること。
金属製バルコニー及び関連製品の種類及び特徴	次に掲げる金属製バルコニー及び関連製品の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。
	(1) 金属製バルコニー (2) 金属製手すり
	(3) 金属製テラス (4) 金属製簡易車庫（カーポート）
	(5) 金属製風除室 (6) 金属製自転車置場
	(7) 金属製シェルター
	(8) 金属製簡易収納庫（ストックヤード）
	(9) 金属製スクリーン
2 施工法	
金属製バルコニー工事の施工計画	金属製バルコニー工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。
	(1) 現場の事前調査及び点検 (2) 取付け施工図
	(3) 承認図及び施工要領書と材料の確認
	(4) 工程表の作成 (5) 施工手順
	(6) 材料の搬入と保管 (7) 廃棄物処理
	(8) 関連他工事との連携
金属製バルコニー工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法	次に掲げる金属製バルコニー工事に使用する器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。
	(1) 加工用器工具 (2) 組立て用器工具
	(3) 取付け用器工具 (4) 基礎工事用器工具
金属製バルコニー工事の施工設備の種類、用途及び使用方法	金属製バルコニー工事の施工設備の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。
墨出しの方法	金属製バルコニー工事の墨出しの方法について詳細な知識を有す

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
金属製バルコニーの組立て及び取付けの方法 金属製バルコニー工事の関連工事の種類及び施工方法 金属製バルコニー工事における養生 金属製バルコニーの補修 3 材料 金属製バルコニー用材料の種類、規格、性質及び用途 金属製バルコニーの組立て及び取付けに使用する材料の種類、規格、性質及び用途 金属製バルコニー工事の関連工事用材料の種類、規格、性質及び用途	ること。 1 次に掲げる金属製バルコニー部材の加工の方法について詳細な知識を有すること。 (1) 切断 (2) 穴あけ (3) すり合せ (4) 切り欠き 2 金属製バルコニーの組立ての方法について詳細な知識を有すること。 3 金属製バルコニーの基礎工事の方法について詳細な知識を有すること。 4 次に掲げる金属製バルコニーの建築物との取付けの方法について詳細な知識を有すること。 (1) 建築物の構造体との接合法 (2) シーリング防水法 次に掲げる金属製バルコニー工事の関連工事の種類及び施工方法について詳細な知識を有すること。 (1) 外壁工事 (2) 屋根工事 (3) 防水工事 (4) 土間コンクリート工事 (5) 建具工事 次に掲げる金属製バルコニー工事における養生について詳細な知識を有すること。 (1) 材料の運搬及び保管における養生の方法 (2) 組立て及び取付け工事における養生の方法 (3) 関連工事における養生の方法 金属製バルコニーの補修について一般的な知識を有すること。 次に掲げる金属製バルコニー用材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) 構造材 (2) 床材 (3) 正面材及び側面材（パネル及び格子） 次に掲げる金属製バルコニーの組立て及び取付けに使用する材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) ねじ及びボルト (2) ブラケット (3) シーリング材 (4) グレイジングビート及びグレイジングチャンネル 次に掲げる金属製バルコニー工事の関連工事用材料の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 溶融亜鉛メッキ鋼板 (2) カラーアルミ板 (3) ステンレス鋼板 (4) 銅板

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
4 建築構造 建築構造の種類及び特徴 建築物の主要部分の種類及び構造 構造力学の基礎理論 5 製図 日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号 金属製バルコニー工事に関連する建築設計図書の種類 6 関係法規	(5) かわら (6) 屋根用スレート (7) タイル (8) 木材 (9) モルタル (10) コンクリート (11) サッシ (12) 雨戸 (13) 戸袋 (14) 外装用サイディング (15) A L C (16) ガラス (17) 硬質塩化ビニル波板 (18) メタクリル樹脂板 (19) ポリカーボネート板 (20) 木材・プラスチック再生複合材 次に掲げる建築構造の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。 (1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) 補強コンクリートブロック造 (6) アルミニウム合金造 次に掲げる建築物の主要部分の種類及び構造について一般的な知識を有すること。 (1) 基礎及び地業 (2) 軸組 (3) 小屋組 (4) 床 (5) 壁 (6) 屋根 (7) 階段 (8) 開口部 構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 力 (2) 荷重 (3) 応力 日本工業規格の建築製図通則に定める表示記号について一般的な知識を有すること。 次に掲げる金属製バルコニー工事に関連する建築設計図書について詳細な知識を有すること。 (1) 配置図 (2) 平面図 (3) 立面図 (4) 断面図 (5) 矩計図 (6) 詳細図 (7) 構造図 (8) 伏図 (9) 設備図 (10) 仕様書

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
建築基準法関係法令のうち、金属製バルコニー工事に関する部分 7 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識 実 技 試 験 金属製バルコニー工事作業 墨出し 金属製バルコニー工事の段取り 金属製バルコニーの組立て	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。 (1) 用語の定義に関する規定 (2) 建築物の設計及び工事監理に関する規定 (3) 構造耐力に関する規定 (4) 建築材料の品質に関する規定 2 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）関係法令（製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン（修理・設置工事事業者に係る自主行動指針に関する部分に限る。）に限る。）のうち次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 情報の収集・伝達・通知 (2) 修理・設置工事等 1 金属製バルコニー工事作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 金属製バルコニー工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他金属製バルコニー工事に関する安全又は衛生のための必要事項 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令（金属製バルコニー工事作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。 墨出しができること。 1 部材の員数チェックができること。 2 治工具類の点検及び配備ができること。 3 作業スペースの確保ができること。 4 埋設物の確認ができること。 1 基礎工事ができること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
及び取付け 積算	2 金属製バルコニー部材の加工ができること。 3 金属製バルコニーの組立て及び取付けができること。 積算ができること。